

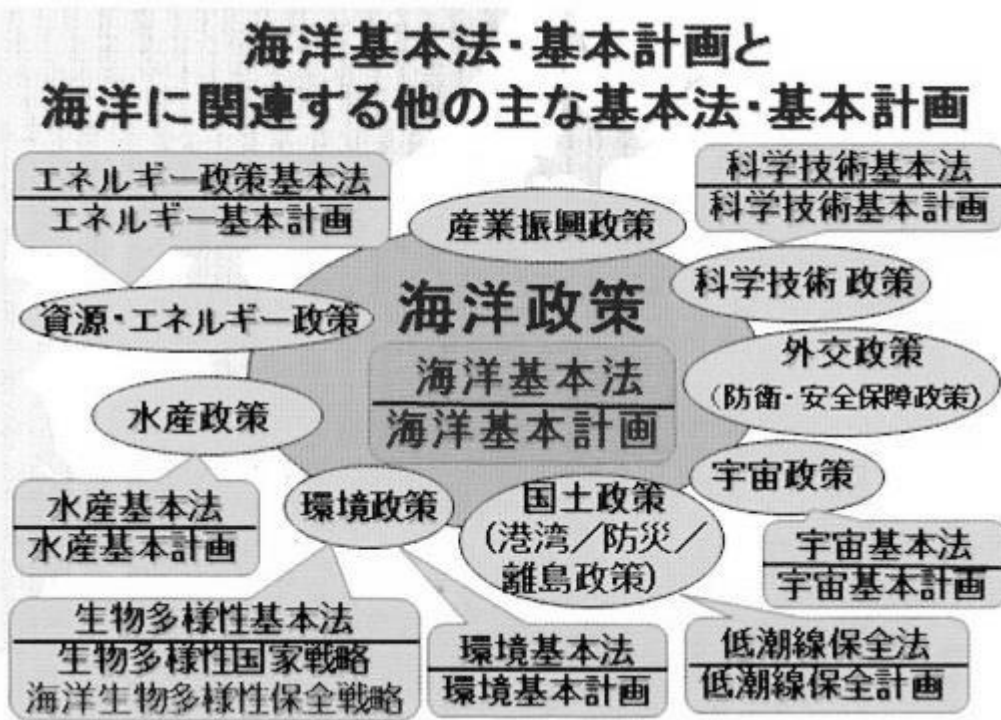
海洋に関連する政策分野の取組状況

●海洋基本計画およびその他海洋関連の基本計画の推移

基本計画の名称 (基本法) (制定年)	平成19年以前 (2007年以前)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018年)	平成31年以降 (2019年以降)
海洋基本計画 (海洋基本法) (2007、平成19年)		(第1期海洋基本計画:2008-2012)				(第2期海洋基本計画:2013-2017)				(第3期海洋基本計画: 2018-2022)			
水産基本計画 (水産基本法) (2001、平成13年)	第1期計画 (2002-2006)	(第2期基本計画:2007-2011)			(第3期基本計画:2012-2016)				(現基本計画:2017-2021)				
科学技術基本計画 (科学技術基本法) (1995、平成7年)	(第3期基本計画:2006-2010)				(第4期基本計画:2011-2015)				(現基本計画:2016-2020)				
エネルギー基本計画 (エネルギー政策基本法) (2002、平成14年)	(第2次基本計画:2007-2009)		(第3次基本計画:2010-2013)			(第4次基本計画:2014-2017)			(現基本計画: 2018-2021)				
環境基本計画 (環境基本法) (1993)	(第3次期基本計画:2006-2011)				(第4次基本計画:2012-2017)				(現基本計画: 2018-2023)				
生物多様性国家戦略 (生物多様性基本法) (2008)	(第3次生物多様性国家戦略: 2007-2009)		(生物多様性 国家戦略2010)		(生物多様性国家戦略:2012-2020)								
「海洋生物多様性 保全戦略」 (2011)			海洋生物 多様性 保全戦略										
宇宙基本計画 (宇宙基本法) (2008、平成20年)	(第1期基本計画:2009-2012)				(第2期基本計画: 2013-2014)		(第3期 基本計画: 2015)	(現基本計画:2016-2020)					

出典：平成 30 年 7 月、一般社団法人海洋産業研究会作成

●海洋基本計画およびその他海洋関連の基本計画の相関図



出典：平成28年6月、一般社団法人海洋産業研究会作成

●海洋維持・保全に関連する国際的な取組みのキーワード

SDGs：持続可能な開発目標

SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成するために、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169の指標で構成されています。そのうち、海洋の維持・保全については、SDGsの17の目標の14番目として、「海洋および海の資源の保全と持続可能な利用」があり、その中で以下の指標が掲げられています。

《SDGs目標14「海洋および海の資源の保全と持続可能な利用」で掲げられている指標》

14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

出典：総務省ホームページ「持続可能な開発目標（SDGs）指標仮訳」

BBNJ：国家間管轄権外区域の海洋生物多様性

国連海洋法条約において、各国の主権的権利が行使できる範囲外は、いわゆる公海（国の管轄区域を超える領域）であり、そこにおける生物多様性（BBNJ: Biodiversity Beyond National Jurisdiction）の保全・利用についての明確なルールがなく、2012年のRio+20の成果文書“The Future We Want”において、国際的法律文書の策定を含めてその重要性が指摘されています。BBNJについては、SDGsにおいても、持続可能な海洋・沿岸生態系の保管理、海洋保護区の設定や、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の規制等具体的施策項目と実施目標が掲げられています。